

土佐藩郷士制度の解体過程について

後 藤 靖

一 は し が き

二 藩政改革と郷士の土地所有（以上本号）

三 地租改正と郷士の土地所有

一 は し が き

わたしは本誌第五卷六号・第六卷一号の二号にわたって「反民権論とその基盤」というテーマで土佐古勤王党の結党——解体の過程について述べてきた。そのさい、最後の「五、その経済的基盤——地租改正と郷士制度」の分析の課題を残したまま長い時間を経過してしまった。その草稿を書き終えてからそれが多くの誤りと難点を含んでいることに気が付き、推敲にきわめて多くの時間を取られたため、単なる続稿とするには不相当とさえ思われるほどの時間的空白が出来てしまった。そこで、わたしは改めて表題のように「その経済的基盤」を独立した形に書き改めた。したがって、本稿は、前稿の部分と多くの個所で重複を避けえないものになってしまった。この点、読者におわびしておかねばならない。

土佐藩郷士制度の解体過程について（後藤）

一（二五一）

本稿が独立の形をとっているとはいえず、本来の意図はやはり前稿をひきつぐ性格をもつものであることはいうまでもない。それゆえに、前稿で明らかにした点を本稿と関連をもたすために、簡単に要約しておくことが行論上便宜であると思われる。前稿で明らかになった点は、次のことである。

反政府・反民権論をとなえて反革命的土族叛乱の一環を担った古勤王党は明治七年に結党され、その勢力は高知県下の諸郡にわたっていた。この党派の主体的勢力は郷土層、とりわけ中・小郷土層であり、彼らの基本的要求は何よりも官没された貢租徴収権の回復・したがって貢租徴収権をもつ天皇「直参の騎士」⁽¹⁾身分となることであつた。そういう意味では、本質的には長州藩の脱隊騒動に初発し、西郷の叛乱にいたる一連の反動的土族蜂起につながっている。この結党の契機たり背景たるものは、いうまでもなく郷土制度の解体⇨貢租徴収権の藩↓中央政府への収奪であつた。かつて維新変革における主体的勢力の一環を、たんに藩内勢力としてばかりでなく全国的なそれとしても担った土佐藩郷土層が、自己の果した客観的・進歩的役割とはまさに逆に、その経済的基盤を解体⇨収奪されたとき、その解体方針の形成者たる藩主流⇨後藤象二郎、板垣退助や中央政府に反旗をひるがえして決起するのは当然のなりゆきであつた、といわなければならない。後藤、板垣が木戸、大久保の政府独裁者に対して自由民権論をかかげてたたかいはじめたその時点で、あたかも結党したばかりの古勤王党が、反政府・反民権の二つの旗幟をかかげたのは故ないことではない。

かかる結党⇨決起の契機と背景の経済的側面を明らかにするのが、本稿の課題である。

その契機と背景とは、まえにいったように、郷土的土地所有の解体過程に外ならない。わたしは、すでに前稿において、この過程を推進した施策は土佐藩の藩政改革と地券交付⇨地租改正であつたと指摘した。したがって、

本稿の取扱う課題は、この二つの施策とそれによって作り出された土地所有関係である。叙述の順序もこの歴史的過程に従っている。ただ、あらかじめ次の点をことわっておきたい。この二つの政策は、その担当者が藩と中央政府であったことにしたがって、その二つの間にはきわめて異った内容が包含されている。概括的にいえば、地租改正は廃藩置県によって一応の完成をみる維新政府権力の経済的基礎の整備過程として推進されたのたいていして、藩政改革は一応統一権力の形成を藩的規模で準備する意図のもとに藩の自主的施策として行われた。だから、両者の間には厳密な意味での連続性は存在しない。むしろ二つの政策の間には連続しない異質の側面があることを強調しておかねばならない。しかしながら、郷士の土地所有の解体という面からとらえると、質的飛躍はあつたとしても連続したものととして、つまり地租改正による郷士の土地所有の体制的破壊を藩政改革以来の施策の完成過程として取扱う方が課題の性質上適切である。したがって、本稿では二つの政策の異質的側面は、ほとんど不問に附した。⁽²⁾この残された問題は、別の機会にふれることにする。

(1) この表現は、エンゲルスの『ドイツ農民戦争』の次の叙述にヒントを得ている。「下級貴族は、他のどの身分ともなかくよくやってゆけなかつた。諸侯に臣従をちかっている貴族は帝国直参になろうとつとめるし、帝国直参の騎士はその独立性をうしなうまいとつとめるので諸侯とひっきりなしにいざこざをおこしていた」(選集第十六卷上八頁)。わが古勤王党は、前稿で指摘しておいたように、「復古」―天皇への権力帰一と「世襲の禄」―貢租徴収権の確保を体制的に確立しようとなつてきた。そのさい、すでに倒幕運動の履歴が示しているように「諸侯」を権力から排除し、あわせて成り上りの権力者―「有司専制」政府を打倒しようとならつた。こうした階級的・思想的立場は、まさに「帝国直参の騎士」と相似の相貌を呈している。

(2) この問題については、直接的ではないにしても、或程度まで丹羽邦男氏が諸勞作で明らかにしてくれた(同氏稿「地租

改正の政治過程について」——『明治維新と地主制』所収・「地租改正について」——歴史・日本史研編『日本史研編』日本歴史講座』第五卷所収・「明治維新と地租改正」——古島敏雄編著『日本地主制史研究』所収参照。だが、そこでは郷土的土地所有の解体をめぐる問題としてではなく、地租改正とそれ以前の政府部内および諸藩の領土的な土地所有に対する対応の仕方とのちがいに視点を合わせたものであるため、わたしのような問題提起といちぢるしく異なっていることはいうまでもない。

二 藩政改革と郷土的な土地所有

郷土的な土地所有の解体化の第一段階は、明治二年から三年にかけての藩政改革によって、藩独自の政策として推進された。それが藩独自の政策とはいえ、基本的には、明治元年十二月布告の「拜領地並に社寺除地の外、村々の地面は素よりすべて百姓所持の地たるべし」という中央政府の方針に準拠していたことはいうまでもない。ここに藩独自というのは藩体制したがって封建的土地所有諸関係の特殊な構造を解消すること、すなわちその所有領有権の藩庁への帰一と「百姓所持」——農民的保有権を創出するにさいして、その特殊な構造を特殊な方式によって解体せざるをえなかったことを指している。

ところで、かかる封建的土地所有諸関係の土佐藩的・特殊な構造は次のような諸領有によって特徴づけられる。土佐藩では、長曾我部の天正検地によって公認された二四八、三〇〇石を本田と称え、山内受封以来の開発にかかるものを新田と称した。この本田には御蔵入地と諸士の給知としての知行地——本田知行があり、六公四民の租法が課せられた。これにたいして新田は本百姓または諸士・郷土によって開発されたもので、明治三年の調査によれば本田とほぼ匹敵する三四六、二〇〇石に上っている。この新田は譜代藩士に属する「役知」、下級武士の新

田たる「白札」、郷土所有地たる「領知」、および本百姓開発新田たる「作式」からなっていた。それらの租法は四公六民であり、「引残る六分の中二分を以て諸課役動むる料となし、四分を農民の所務とする」と規定している点からみて本百姓にとつては六公四民の本田租法と異なるところはなかつた。「知行」・「役知」・「領知」はその給主の身分に族称上の差異にもとずく呼称であり、それらの諸階級がそれぞれに貢租徴収権をもち、藩庁にたいては一定の役銀または武役の義務のみを負っていた。藩政改革は、かかる土地領有権を藩に統一し、その基礎の上に権力そのものを藩主流派に集中することをねらっていた。

さて、藩政改革は、明治二年三月二十日の触達にはじまり、その六月から現実に着手されはじめた。その触達は、「家老共是迄致扶持の家来定めの外、士格の直臣に申付、……：向後府住申付」という家臣団の集中に統一的掌握とともに、「古来より地方知行被遣い処、此度悉皆御蔵米に被引換」という貢租徴収権の官没を宣言し、同時に家老以下足輕に至るまで「削祿」を行った上で家祿を付与する方針を打出した。その「削祿」は、例えば「一方の領地を有し生殺与奪をも専決し嚴然一諸侯の勢ありし深尾鼎も僅々二千石の四つ物成なれば実米八百石」となり、他の諸藩士の場合にも「殆ど半減」するほどの苛酷なものであった。

これらの諸改革が現実に着手されたのは、いまもいったように二年六月以降のことである。まず叙述の便宜上、知行地の結末について触れておこう。

知行地にかんしては、改革の性質上、本田知行と新田知行に類別して考えなければならぬ。本田知行にかんするかぎり士族の領有権は完全に官没され、同時に旧知行主が排除された農民的保有地が創出された。だが、新田知行の場合にはやや事情が異っている。新田租法は、まえにいったように四公六民であるが、新田知行に

おいては「士族旧来其地に生ずる米高六歩を農夫より為出所務とす」⁽⁵⁾る慣例であつたにもかかわらず、改革令は「収穫米に六歩掛け貢租を定め、残る四分を二つに分け、式歩を小作に肥し種糶料に与へ、残る二分を知行地主株之徳米加治子と言」⁽⁶⁾、貢租分は「廩禄」に引換え、加治子に相当する「地所は其所有に放るべからざる詁を以て領主の所有とし、所務米悉皆引換残米無之地は百姓の所有」⁽⁷⁾とすることを規定した。つまり、触達は、六分の知行主所務米―「廩米」（家禄）―農民保有地、二分の加治子米―知行主「所有」地、二分の農民作徳米―農民保有地、という定式を指令している。この定式は、旧来の新田知行租法を著るしく変更している。もともと、新田知行の形成にさいして、その開発の労費はほとんどの場合本百姓によって提供され、その得分関係はだいたい本田租法に近く決定されているため、改革令の規定するような加治子得分の発生する余地はなかつた。いま、香美郡野市村に例をとりながらその結末を具体的に明らかにしよう。横山左平次の野市村新田知行地は八町四反歩余で

第1表
横山左平次知行の処分

保 有 者 氏 名	保 有
武 専 半 七 島 弥 忠 久 秀 真 茂 安 文 元 広 久 作 席 万 常 議 利 亀 忠 竹 真 又 喜 磯 直 七 治	代 反 1.24.4 2.27.4 5.06.0 5.08.3 3.49.0 4.20.2 0.29.1 1.16.2 6.00.1 5.00.2 3.24.0 0.27.4 4.20.4 7.36.0 2.30.5 0.21.4 1.36.3 2.29.5 1.37.4 1.33.5 1.20.3 4.16.5 0.47.1 0.35.3 2.27.2 2.08.4 0.44.5 0.45.4 1.20.3 0.21.4 2.41.5 0.44.4
計	82.06.4

- (註) (1) 一代―六歩、一反―五〇代である（『高知藩田制概略』――近世地方経済史料第二巻所収）。
(2) 本表は野市町役場所蔵の「横山左平次知行引替上り知米盛牒」より作成した。

あつたが、そのうち三反九畝二十七歩を残して、第一表のように三十二人の永小作人もしくは「出作」人の保有地となつた。爾余の知行地の場合にも事情は同じである。すなわち字「う」の丸・「む」の丸における知行地と知行

第 2 表
知行地の動向

氏名	知行高	保有高
	反 畝	
下田 惣右衛門	1.3.12	0
下 田 恭 助	8.1.19	0
幸野 与藤次	29.1.22	0
千頭 平次兵衛	0.1.00	0
西 山 七 郎	7.8.11	1.8.19
稲葉 八郎兵衛	7.9.15	0
久万 弥市左衛門	12.0.10	0
近藤 三太夫	3.5.11	0
五藤 盾 治	4.1.03	4.1.03
西岡 仁左衛門	2.4.05	0
日和 佐兵助	89.3.20	0
松尾 七左衛門	4.6.10	0
宮地 十太夫	5.6.01	5.6.01
堀内 権之進	4.8.02	0
千頭 助右衛門	7.1.22	0.3.01
宮地 喜兵衛	8.5.27	5.2.04
井上 順 藏	11.7.25	0
野町 弥左衛門	3.3.02	0
前野 茂八郎	21.6.16	0

(註) (1) 知行高は明治三年「役地領地引帖」より集計したもの。

(2) 保有高は「知行引換上り知」より集計。

主の保有高の關係を表示すれば第二表の通りとなる。この二つの表によって知られるように、横山左平次の場合彼の手に帰した保有権三反歩余は改革令規定の加治子得分であり、第二表中の五藤盾治・宮地十太夫・宮地喜兵衛の保有高は明治九年の『野取検地帖』から推測すれば手作地である。この両様によって新しく設定された保有権は旧知行地と対比すればまさに取るに足らない比率しか占めておらず、大部分の知行主はその所有地を喪失した。こうして、知行地にかんするかぎり、本田・新田を問わず貢租徴収権のみならず土地保有権そのものも徹底的

に収奪され、封建的領有権と農民的保有権との間における中間的所有関係は完全に排除され、したがって藩政改革の目指す権力の藩庁への統一化の経済的基礎が確定されたとみることが出来る。

では、当面の課題たる郷士の土地所有¹⁰「領知」の処分は、どのような方式で進められたのであろうか？

藩庁は、二年九月十五日、次のような触を各村庄屋に布達した。

此度御詮儀振を以て引換上り知に被仰付い小給本田（紺屋・船頭・鷹匠への給地―筆者註）、且つ新田知行、同領役知共、御貢物米に相当する分を以て被引換い義に付、爾米給主所務致し来い加治子米有之分は、百姓株元給主に有之儀に付、古方の通所務致し可然儀に付、其旨被相心得、出作者心得違無之様屹度作配方有之べ、⁸この触達ではじめて郷士の土地所有の解体方式が方向づけられた。が、この触達を理解するためには、煩をいわず郷士の土地所有の領有構造について簡単に述べておかねばなるまい。

郷士制度¹¹郷士の土地所有創出の意図は、まえにふれたように、旧長曾我部遺臣を山内家の支配下に組み入れ、封建権力の確立と安定をはかることにあった。多くの遺臣たちは、この方策を是として新田開墾に力をそそぎ、自ら郷士に起用されるための努力を惜しまなかった。このことは、慶長年間にはじまった郷士起用策が元禄八年には総数七九四人を算え、その領知高はほぼ三万石に達していた点⁹からみて疑う余地はあるまい。この起用にさいしての義務は、最低限地高三町¹²三十石・物成米九石の所有であり、最高限は二百五十石までの高持を許した。天保九年の「領知分売御規定」にも、「地高三町物成米九石に過候分は、売地可致許容、地高物成米右以下之分は、売地之願都而不相叶事」¹⁰とし、その低限は法規上は嚴格に維持された。ここで法規上とことわったのは、現実にはこの低限をはるかに割った郷士層が存在しているからである（前稿郷士階層表―第五卷六号九頁参照）。この規

定を充したとき、郷士職〓郷士の土地所有が成立する。郷士はこの土地を「領知」〓領有し、貢租徴収権をも所有した。その貢租〓徴税率は新田税法たる四公六民を踏襲した。だが開発新田は地味がきわめて劣悪であったため概ね免三つ〓三公内外とされたが、それはあくまで形式的規定であつて小作地に出さず自作する場合においてはその全収獲が郷士の所有に歸した。ただ、かかる規定がおかれたのは、次の四つの理由によると思われる。一つは「藩土の家禄あるが如き」(註)状況を郷士に適用し、最下級の郷士の「家禄」を九石と定める意味と、二は郷士の最低限を物成米九石と限定することによってそれ以上の高の売買を許可する基準とし、第三に譜代藩士の知行地にたいして一定の夫米・夫役を銀に換算して上納させているように郷士にも物成米に応じて役銀（物成米十二石迄は無役）を賦課する算定の基礎とするため、第四に領知を小作に出した場合の基準として援用するためであつた。この四つの理由のうち、当面最も重要なものは第四のものである。それは、次のような理由にもとづいている。

郷士の土地所有は二様の径路を辿つて形成された。すなわち、郷士たろうとする長曾我部遺臣はたんに領知開発権を獲得〓保有するのみで開発にかんする労費の一切は本百姓によって提供されるか、あるいは本百姓が新田開発に際して遺臣〓郷士の名義を借りその出願に當つては名儀人たる郷士の領知として届出する方法によつてである。この何れの場合においても、郷士と本百姓との間には永小作關係が発生し、永小作人はその時の契約に従つて一定の加治子〓郷士の収入となる〓を納めるとともに郷士に賦課される役銀の負担者ともなつた。この加治子と永小作人徳米の得分比率は必ずしも一定しておらず、地味の肥瘠や供出労費の多少によつて「七分三分あり八二分け有」(註)りという状況であつた。しかも永小作人は郷士から何の制肘も受けず又小作という關係を取結ぶことができるばかりでなく、その永小作権すら他に自由に譲渡する権利を保有していた。だから郷士の土地所有

は、往々にしてかかる重疊的領有 \parallel 保有関係を内包している。ついでながら、かかる永小作関係における加治子米取得者を「底地持」といい、永小作人を「上地持」または「中地頭」と呼んだ。それはともかく、このように郷士の土地所有が複雑な所有諸関係によつて構成されているかぎり、四公六民、実は免三つの租法は、役銀を徴収し、かつ本百姓の私的土地所有ではなく、あくまで封建的領有権に繫縛された農民保有地たることを規定する意味でも必要な措置であつた。この永小作関係とは別に次のような短期小作の場合にも、この租率は意味をもつ。その短期小作は、通常一ヶ年作であるが、そこでは収穫米の六分 \parallel 四公プラス加治子二分を郷士が収納し、残り四分を現実の耕作者の取分にするという規定の基準としてである。

かくして、郷士の土地所有においては、三様の領有構造をわれわれは指摘することができる。すなわち、(一)郷士の自作、この場合においては収穫米はすべて彼自身の所有に帰し、役銀も彼自身において負担する。(二)短期小作、この場合には郷士の取分は収穫米の六分であり、そのうち四公に相当する部分にたいして郷士が役銀を負担する。(三)永小作関係、ここでは郷士の取分は契約にもとづく加治子部分だけであり、永小作人はそれを差引いた収穫米を得、四公に相当する部分の役銀の負担者となる。

以上の諸点が、当面の課題にとつて必要な予備知識であらう。

さて、九月十五日の触はこうした郷士の土地所有の構造に立脚しながら改革を推進しようとしている。すなわち、「御貢物米に相当する分」 \parallel 物成米を蔵米として藩庫に収納させ、その代償として郷士に明治二年三月二十日の禄制改革に則つて十五石五斗の家禄を与えようという。そして爾余の収穫米については郷士と永小作人との従来の取分関係をそのままの形で据置くというのである。「加治子米有之分は、百姓株の給主（郷士をさす）筆者」

に有之⁽¹³⁾』という規定が、それに当る。だから、この改革令においては、郷土的領有關係における領有權 \parallel 貢租徵收權を藩が収奪し、領有權に代るべき家禄を郷士に与えることを規定しているだけで、これまでの郷士・永小作人の關係は土地保、關係としては依然として持続されるわけである。郷士に着目していかえてみると、彼は現実の耕作農民から加治子米を取得すると同時に家禄に相当する貢租の徵收代理人として位置づけられたということが出来る。一見、郷土的領有構造に立脚し、合理的にみえるこの改革任法は、さきに述べた土地所有關係 \parallel 得分關係に嚴密に照し合わせるとき、さわめて大きな矛盾を含んでいる。何よりも先ず指摘しておかねばならないことは、この改革令が永小作人 \parallel 耕作農民に大きな犠牲を強いながら行われようとしていることである。まあにいったように、永小作關係を内包する郷土的土地所有にあっては、永小作人は郷士にたいしていわば實質上は名儀料たる内容をもつ加治子米を支払い、四公部分に賦課される役銀の負擔者でもあったが、その役銀は四公部分の全部に相当しはしなかつたから、彼の得分はしばしば六民を上廻っていたと考えられる。ところが、いまこの改革が施行された場合には、永小作人は郷士に旧来からの加治子米分と四公部分の支払義務を負わされることになるから、實質的に永小作人は不当な犠牲を負わされることになる。逆に郷士層からみれば、その定限物成米九石は禄制改革によって十五石五斗の家禄に評価がえされ、かつ加治子米は依然として彼の手に残るのであるから、おしなべて彼等の収入は増大することになる。とりわけ、「奥羽の戦功に依り、郷士より藩士籍に入る者は、其領知六分を藏知と換へ、二分は即領主（郷士 \parallel 筆者）の所有⁽¹⁴⁾」とする規定に適合する旧郷士層の經濟的条件が著るしく向上することはいうまでもなからう。

かくて、この改革令は次のように意味づけることができる。藩庁は郷士層から貢租徵收權 \parallel 領有權の収奪を志

向し、彼等の抵抗を未然に防ぐために郷士の収入を旧来よりも豊かならしめようとした。そのための財源は耕作農民からの過重な貢租徴収によって確保しなければならず、農民の抵抗を防遏するために藩 \parallel 領有権と農民 \parallel 保有権との間に郷士を介在させ、事実上は郷士に徴税請負人たる資格を与えることによって起りうべき階級対立を排除しようとした。それゆえに、この改革は貢租徴収権をめぐる藩庁と郷士との妥協的性格をもつものではあったが、基本的には権力および領有権の分散的状况を一掃し、藩庁権力の確立とそれの全藩的浸透を旨とする第一歩であった。

ところが、この改革は直ちには実現をみなかった。その理由としては次の二つが考えられる。一つは、改革の前提となる「領知地引帖」の作成がきわめて困難をきわめたことである。というのは、その地引帖はたんに領知の石高および実収の確定ではすまされず、永小作・又小作関係を明確にすべき必要性をもつため、個々の郷士領知の詳細な検討を要したからである。野市村にかんしていえば、その地引帖の全面的な作成が完了したのは明治三年二月であった。このような技術的制約が改革の実施を遅らせた一つの要因である。いま一つの要因として、触達の内容上の欠陥があげられる。さきに見たように郷士禄米は十五石五斗となったのであるから、この条件に適合するためには少くとも三十九石弱（四公六民の租法によって逆算）の領知高を持たねばならない。にもかかわらず現実にはこの領知高よりはるかに少い郷士層はかなりの数に上っていた。したがって、その不足分を如何なる形で補填するかが問題になる。また逆に、物成米十五石五斗以上の領知にかんする処分方式も明確にされなかった。かかる二つの要因が、触達の実現を困難にしたと思われる。そこで、藩庁は、「地引帖」作成が完了したとき、改めてその欠陥を補うための次のような四ヶ条からなる「覚」を令達せざるをえなかった。

明治三年三月のその「覚」四ヶ条のなかで当面の問題にかかわりをもつのは、第二、第三条である。その第二条では郷土領知は「見付免を以て物成米十五石五斗までは御藏米に引換仰付けられ、相残る分は二分取を以て貢物高新田に仰付けらるる筈」と規定し、第三条では「郷土・徒士は爾來扶持切米十五石五斗に不足の面々には領知物成米の内を以て足し遣はされ、相残る分二分取を以て貢物立新田に仰付けらるる筈⁽¹⁵⁾」という。この「覚」の第三条は、きわめて意味のとりにくい文言であるから、これをいかえた別の規定を引用しておこう。それにはこう書かれている。「藩政改革の際郷土は四等士族となる、四等士族禄制拾五石五斗を定限とす。依て領知物成米石石数に満ちる迄は家禄を給与し、領知は引換上り地とす、即ち六分取新田⁽¹⁶⁾、余りをば二分取新田とす」と。第二、第三条がここでは統一的に表現されているとみられる。そこで、この「覚」によれば、次のような改革が志向されていることがわかる。すなわち、郷土禄制十五石五斗は物成米十五石五斗との代償関係にたっており、若し物成米が十五石五斗に満ちない場合においても郷土には十五石五斗の禄米を給与する。そしてその領知は藏地として引替え、改めて本田同様に六公四民の租法を適用する。だから、この「覚」では前年九月の触達と次の点でちがっているといえる。それは、九月の触達が四公六民の租法に立脚していたにもかかわらず、「覚」においては新田知行にならって、ともに本田租法六公四民の規定を援用していることである。かかる租法の変更は十五石五斗の物成米を生む領知高を三十九石弱から二十六石に引下げ、したがって四公六民で換算した場合の藩の禄米と物成米との差額負担分を著るしく軽減する役割を果たす。それが勢い、郷土的土地所有に結ばれる農民の貢租負担額を高めることはいうまでもない。と同時に、この租法の変更は、引換余り知を二公八民とする後段の規定とも関係しているように思われる。この規定は、この「覚」によってはじめて作り出された租法たることはいうま

でもない。この規定によって十五石五斗以上の物成米―領知をもつ大郷士層は、二年九月の触によって予想された痛撃から逃れることができた。逆に藩庁にとっては、貢租徴収額が少からず減少することになり、この藩収入の減収見込に代るべきものとして、引換上り知の六公四民仕法が打出されたと考えられる。だから、このことは貢租徴収権収奪をめぐる藩主流派の苦心とその結果あみ出されたたくみな戦術とみること

第3表
領 知 の 区 分

郷 士 名	領知高	引 換	引 換
		上り知	余り知
島 村 団 六	11.100	反 10.829	反 0.201
*川 崎 半 平	3.012	0.411	2.403
村 山 森 助	17.904	17.501	0.403
**村 山 森 助	} 12.229	8.309	3.920
田中茂右衛門			0.201
甲 藤 市 三 郎	5.510	3.222	2.218

- (註) (1) *川崎半平は3畝25歩の出作式を有す。**村山森助と田中茂右衛門とは同一地番の領知を所有し、帖簿上ではその区分は明記していないので「引換上り知」も区分できない。
(2) 本表は「知行・領知引換上り知」（下井うの丸）のうち「領知」の分を抽出整理したものである。

ができる。つまり、「覚」は旧触達の基本的ねらいを継承しながら、それを摩擦なしに実現してゆく方策として生まれ出た。この「覚」は、そのままの形で実現された。いま、野市村下井「う」の丸での郷士島村団六の領知一町一反一畝歩の記載を整理してみよう。この領地は二一六六番の一筆であり、その永小作人は四人である。その一町八畝二九歩が「引換上知」となり、二畝一步が「役知に引残」―二分取新田となった。同様の方法で「うの丸のいくつかの領知を整理して表示すれば第三表のようになっている。

「覚」によって処分されたこの区分のうち、とくに注意しておかねばならないことは次の点である。それは、後述する明治五年の地券交付にはじまる土地所有権確定にさいして、旧郷士の所有に帰したものが、ほとんどこ

の「引換余り知」であったことである。だから地券交付との関係から取上げてみると、「引換上り知」は旧郷士層からの所有権剥奪に直結していると考えられるのである。その意味においても、この三年の改革は、郷士層にとって深刻な影響をもたらす措置であったといわねばならない。

こうして、譜代藩士および郷士層からの貢租徴収権収奪は成功した。これらの政策は、すでにみたように中央政府参与たる後藤象二郎と板垣退助によってあみだされたものである。そのねらいはいうまでもなく「藩政の権力総て之を知事府に帰⁽¹⁷⁾」し、政体書（明治元年四月）↓藩治職制（元年十月）↓版籍奉還（二年六月）↓官制改革（二年七月）と矢次ぎ早やに行われる中央集権過程に藩権力をくみこむことであった。とりわけ二年七月八日の官制改革によって、諸藩の実権は、旧藩主が横すべりしてその位置にある藩知事から建設途上の中央政府の賛助者として任命した正権の大参事・小参事の手に移ったことを銘記すべきである。土佐藩についていえば、大参事に板垣が、権大参事に福岡孝弟が任命された。この藩主流派に反目する谷干城は、この権力状況を次のように書いている。

案するに当時土佐の政事は江戸にありて、尤権力ある後藤・板垣二氏は一方には朝廷の重役にして又一方には土佐の重役なり。総ての改革令も皆江戸より出て土佐の役人は何の権力もなし。⁽¹⁸⁾

だから、これらの改革は、たんに藩内統一権力の創出だけではなく、「江戸」⇨中央政府権力創出の前提たり、かつ促進的契機を作り出す目的をもっていたといえるのである。知行および領知にまつわる貢租徴収権収奪は、その経済的・政治的意図にそうものであった。このような方向づけを、明確に打出していたのは、二年十二月二日の中央政府の禄制改革指令書であった。それは、「大に公論衆議を被為尺府藩県一途之政令に帰」すために「知

行所一同土地被仰付総て廩米を以て賜候事⁽¹⁹⁾」というのである。土佐藩における上記の改革過程は、こうした指令の土佐藩の実践に外ならなかった。

次いで三年十一月の土佐藩藩政改革は、以上の改革過程の総合的仕上げの意味をもつ。藩大参事板垣は福岡と協力しながら、藩知事山内豊範をして十一月七日次のような改革令を上奏させた。それは、「皇国をして万国に對抗し富国の大業を興さしめんには全国億兆をして各自に報国の責を懐かしめ人民平均の制度を創立するに若くは無し」という趣旨に立って、次の具体的施行策を明らかにした。(一)士族文武の常職を解く、(二)禄制を廃して禄券を給す、(三)官員兵隊は広く之を士民に取る、(四)族類を分つて華・士・卒・平民の三等とする、ということである。⁽²⁰⁾この方策は、三年五月以来、岩倉・大久保・木戸の政府主流によって協議され、九月十日にその成案布告をみた中央政府の藩制改革令に基本的には依拠したものである。その中央政府の改革令を詳細に述べる余裕がないので、ここでは簡単にその歴史的性格を規定しておく。それは、岩倉具視の三年八月の「建国策」の具体化として現われた。岩倉意見は何よりも天皇^{||}官僚権支配を基礎とする「国家経綸」を主張し、そのための具体策として「天下の租税は悉皆之を大蔵省に上納して国家の財源を豊富」にするような方策をとるべきであり、そのために政治^{||}行政的措施として「郡県の体を大成」すること、したがって以後の「列藩の改革は政府の裁断を仰ぎ一途に帰せしむべき」であり、またこれまで藩知事は「三年一度朝集の制を改て三年一度藩地巡檢の制」として「国府を以て其家政と混淆す」る状況を一新しなければならぬ。このことは、「民治」・「財源」・「兵制」・「刑事」・教育をそれぞれの「省の総轄に帰せしめ」ることと同時存在でなければならぬ。とくに諸藩権力分立の担い手をなす旧家臣団を解体し、「各藩に於て私に兵権を立て兵員を養」うことは厳禁すべきであり、「租税に

衣食する」華族及士族の「家禄の制を改て家産と爲し更に家産税の法を設けて之に賦課」し、家産券を「授与して売買を許可し政府の会計に余裕あるときは漸次に之を買上」⁽²¹⁾げて旧体制を有償的に解体してゆくべきだといふ。この岩倉建議はそのままの形では実現されず、ただ諸藩を大中小に区分して「官員の多寡」を指定し、正権大参事のうち一人を在京せしめて中央政府の指令を諸藩に伝達する義務を負わせるという機構上の改革に力点をおくのみであった。⁽²²⁾とはいへ、岩倉建議の方針は明らかにその底流をなしており、それゆゑにこの改革を媒介としてはじめに廢藩置県が平和的にかちとられたわけである。土佐藩の藩政改革は岩倉建議の基本方針を再現したといえる。そこに一貫しているのは領有権の有償買取りによる中央権力確立の方向であつた。だが、こうした方策は、事実の上では藩士の個人的行為としては土地買取りがのちに示すように進んではいたが、廢藩置県によって全藩的に施策としては実現しなかつた。

右に見てきたように、土佐藩の明治二年から三年にかけての藩政改革は、藩権力の統一化とその物質的基礎の集中化であり、それが中央政府の参与後藤や板垣によって指令されたものであるかぎり、この過程は同時に中央集権権力形成の課題にそうための整備過程にはかならなかつたといつて差支えあるまい。それはまさに強引とさえ思われる収奪の仕方であつた。したがつて、かかる強行過程にさまざまな反対派の形成が芽ばえてきた。すでに前稿で指摘した谷干城・片岡健吉を中心とする藩軍事局の反対がその一つであり、また南部彦藏の三年十一月の改革にさいしての次のような建議もその反対派の一つの自己表明であつた。丹羽邦男氏によつてはじめて明らかにされた南部建議とは、「従来の禄制を、その禄高に見合う土地を農民から取り上げて士族に給与することによつて解消しようとするもの」⁽²³⁾であつたといわれる。つまり農民から土地保有権を取上げてそれを士族に移し、

貢租を二十分の一に減少することが目録まれていた。この発想が「土族ノ者ニ至ツテハ其禄ヲ削ラレ不平ノ心ヲ生シ猶其削ラルルノ止マシテ終ニ其尽ルニ至ルヲ恐レ乱ヲ思フ徒モアルヘシ」⁽²⁴⁾という点からなされていることを忘れてはならない。かくて、南部建議の背景にあったものは、土佐藩における貢租徴収権収奪の方式とそれに対立する被収奪者の動向であったと予想される。更にいえば南部は、知行権を収奪された上士層とりわけ領有権を完全に剥奪された郷士層の意向を代表していた、といっても過言ではなからう。あえて、こうした反対をおし切って改革を断行しようとする藩主流派は、まさに岩倉・大久保・木戸ラインの賛助者として位置づけることができる。

- (1) 『大日本租税誌』上四五三頁。
- (2) 『土佐国地方慣習手引草』（日本農民史料聚料、第四巻）
- (3) 『谷干城遺稿』上巻一七六頁。
- (4) 右同書一七六頁。
- (5) 『土佐国地方慣習手引草』
- (6) 右同書
- (7) 右同書
- (8) 右同書
- (9) 松好貞夫著『新田の研究』二九六頁。
- (10) 右同書 二八二頁所引。
- (11) 『土佐国地方慣習手引草』

- (12) 右 同 書
- (13) 右 同 書
- (14) 右 同 書
- (15) 『高知県農地改革史』一一三頁。
- (16) 『土佐国地方慣習手引草』
- (17) 『維新史』第五卷七三三頁。
- (18) 『谷干城遺稿』上卷一九二頁。
- (19) 『岩倉公実記』中卷八一〇頁。
- (20) 『維新史』第五卷七三五頁。
- (21) 『岩倉公実記』中卷八二六―八三五頁。
- (22) 『明治正史』上(明治文化全集第二卷)九〇―九一頁参照。
- (23) 丹羽邦男「地主制創出の政治過程について」(前掲書所収)
- (24) 右 同 書。